

農 計 第 454 号  
平成 27 年 8 月 26 日

各農林事務所土地改良部門長 殿  
各農林事務所土地改良事務所長 殿

農地局長  
(公印省略)

土地改良技術検討会の決定事項（暗渠排水被覆材の割増率）  
について

このことについて、下記のとおり決定したので平成 27 年 9 月 1 日以降の起工に係る工事に適用されたい。

#### 記

##### 1 暗渠排水被覆材の割増率について

トレンチャー及びバックホー掘削におけるモミガラ割増率については、昭和 60 年に制定した「暗渠排水調査設計指針」により本県独自に 20%としていたが、全国調査の結果を踏まえ国と同じ 30%とする。

なお、今回の改定により暗渠排水被覆材の割増率については、全て「農林水産省 土地改良工事積算基準（土木工事）」（以下「国基準」という。）に拠るものとなる。

ただし、ドレンレイヤー工法におけるモミガラ割増率については、国基準にないため、従来どおり見積りとする。

##### 2 暗渠排水調査設計指針の取扱いについて

暗渠排水調査設計指針中の（解説）「モミガラの踏付沈下による割増率は 15%、飛散ロスを含めて 20%として設計積算する。」は、「モミガラの踏付沈下による割増率は飛散ロスを含めて 30%として設計積算する。」と読替える。